

には毎年拠出の半分以下であった。この産業では、8年間の給付総額は、拠出の3分の2にすぎなかった。不測の責任が採り入れられると、そのような相違は比較的にかなり少なくなる。資金の事実上の金額は、1960年代の繁栄の時期に補足的失業給付基金に貯えられたが、しかし、最高額を定める財源調達の規定は、資産がある超過額を蓄積することを予防している。雇用を定める刺戟剤として、当初では、経験率（訳註：通称ではメリット制）が用いられたが、多数の制度はこれを棄て、特別手当もしくはその他の従業員給付になんら

かの拠出を用いる途を開いた。

検討された経験にもとづき、とくに、基金の積立に示された異常に高い水準は、対象とされた期間の末期に大部分の制度が経験していたが、ほとんどすべての基金の財源調達が、今後も引き続き十分であろうと予想することは、もっともなことである。

Financing Supplemental Unemployment Benefit Plans, Monthly Labor Review, November 1969, pp. 31~35; No. 140, '70.

90%が最高とされている。最低寡婦年金に対する最高制限は、死亡した夫が受給資格を取得できるか、あるいは取得していた年金額とされている。戦争からの復員軍人と戦争中ににおける抵抗運動の参加者には、最低年金として設けられたこれらの上限は適用されない。年金が受給者の唯一のもしくは基本的な収入源である場合には、その最低年金はより高くなる（他に資格を有する最低の約12%に相当する）。その結果、支給額は単身者で445クローネ、夫婦者で750クローネとなり、妻以外の扶養家族を1人扶養する者では、支給額が月額645クローネである。最低廃疾年金は、扶養家族が1人もいない場合でも、権限を有する機関により支給額が645クローネまで増額される場合を除き、事实上では、老齢年金と同一規則で規定されている。寡婦年金では、その年金が寡婦にとって唯一の収入源であれば、最低額は445クローネで、この支給額は夫の受給できる年金額を上まっている場合にも、支給されることになっている。

現在実施中の規則に対する主要な誤解の中

最 低 年 金

Julius Matejcek (チェコスロヴァキア)

本稿には、最低年金として1968年以後に、チェコスロヴァキアで実施されている規定の考察が示されており、それらの諸規定のもつている各種の誤りと誤解とが、ここには指摘されている。

最低年金は、メリットの基本原則を補強するため採用された基準によって評価されている。年金算出方式で用いられる社会的基準は、最低年金の決定を含んでおり、最低年金は貨幣的な金額だけで決定され、また、その条件には、しばしば過去の平均的な純賃金の

では、次の点が注目される。すなわち、(1) より高い最低年金は2つの択一的事例に認可される。つまり、年金が唯一の所得であるか、もしくは、年金が主要な所得となっている場合である。具体的には、年金受給者が月額200クローネ以上の所得を得ていないか、月額400クローネで、かつ扶養家族を1人扶養しているか、あるいは、年金受給者が70歳以上であるか(この年齢では、雇用からなんらかの所得を取得しても、その所得は無視される)。所得は経済活動からのなんらかの収入をさしており、庭園からの収入なども含められている。基本的には、経済活動からの収入は、その他所得と区別されるべきである。経済活動からの収入は、70歳以後には評価対象から外して無視されるが、しかし、たとえば、年金受給者が権利として与えられる子供からの扶養のように、その他の所得は常に評価対象として、検討されている。(2) 最低年金額は基本年金、子供に対する加給(教育補助)、および他人による常時介護(介護補助)に適用される。(3) ある公務員達は「年金が445クローネ以下の金額で認められる」という表現を誤

解し、かれらがより高い最低年金を認められる権利をもっているということを信じている。(4) 夫と妻の双方がそれぞれ年金を受給しているとき、適切な場合には夫の年金は増額されるべきである。そして、妻の年金は、たとえば、夫がこの論文で対象とする法律で支給されないある災害年金を受給しているように、夫の年金に可能ななんらかの理由がない場合にのみ増額されるべきである。(5) 年金が唯一のまたは主要な所得であるべきであるという条件は、引き継ぎ満たされなければならない。もしその所得が200~400クローネの制限を超過する場合には、年金受給者は最低年金の受給資格を喪失する。(6) 445クローネと645クローネのより高い最低の年金額は、物価上昇を償なうために、1968年に採用された特殊な増加分をすでに含んでいる。より高い最低年金に、この増加分を加えるのは正しくない。

Nejnízší výměra duchodu, *Socialni Politika*, No. 6, 1969, pp. 5~7; No. 52, '70.

(以上8編の「ISSA海外論文要約より」は、ISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、*Social Security Abstracts*より採用した。)

(平石長久 社会保障研究所)